

平成30年第10回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成30年10月10日(水) 午後1時30分

2 閉会 平成30年10月10日(水) 午後2時53分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 鎌田 布之(会長代理)

2番 小原 弘

3番 秋山 陽太郎(農地担当)

4番 林 眞理

5番 河田 直樹

6番 高杉 通夫

7番 佐野 年昭

8番 能登谷 和正

9番 高田 稔

10番 定井 正雄(会長)

11番 梶谷 範雄

12番 野瀬 秀子

13番 横田 幸則

14番 高谷 均(農政担当)

15番 本行 逸

欠席 なし

5 出席した農地利用最適化推進委員

8人

伊丹 良夫 犬飼 正己 難波 末雄 林 斉 小橋 武史

渡邊 則文 植田 忠晴 風早 克義

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 葛原 隆二 次長 前谷 学 主査 国橋 一輝 主事 藤木 あゆみ

農林課

課長 葛原 隆二

7 議事録署名委員

8 番委員 9 番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第 42 号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第 43 号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 44 号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 45 号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について（追加）

報告第 30 号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第 31 号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第 32 号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

第4 その他

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(主事)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、ご苦労様です。

10月も半ばに入り農繁期に突入しております。

今日は、雨が降りあいにくの天気になっております。

最近の天気ではありますが、おかしな天候になっています。

先般、私の地区で9月30日の大雨で、高梁川の水が逆流しまして、畑に植えてあるタマネギが水没する被害に遭いました。ポンプで排水をしましたが、逆流していることから、水門を閉めるなど苦労をしました。また、市職員2名と夜中の2時まで一緒にポンプ操作など頑張りました。

最近の天候は、異常気象になっており、農繁期にイライラしないように行っていただきたいと思っています。

次に、皆様方にお願ひがあります。

先般、岡山県農業会議での会議で、全国農業新聞の啓発活動についての話がありました。47都道府県の中で40位であるそうです。農業委員、農地利用最適化推進委員の方におかれましては、啓発活動をより積極的に行って欲しいということでもあります。私も、2人を加入したところであります。よろしくお願ひをいたします。

もう一点、農業者年金の加入促進であります。

昨年は、秋山委員が2人の方を加入していただいておりますが、私も対象者の方へお願ひをしているのですが、苦慮しております。各委員さんも心当たりの方がおられましたら、よろしくお願ひをいたします。

それでは、ただ今より平成30年第10回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員15人、欠席者はいません。また、農地利用最適化推進委員の方には、8人の方へ出席をしていただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてくださいようお願いします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、8番委員、9番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

平成30年9月26日付けで、総社市長片岡聡一から、総社市就業奨励金の交付について農業委員会へ意見を求められましたので、付議事件の最後に追加議案として、議案第45号を1件提出い

たします。

なお、議案第45号につきましては、農政担当の高谷委員に審議をお願いいたします。

それでは、農地担当の秋山委員、よろしくをお願いいたします。

【議案第42号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆様、ご苦勞様です。

それでは、付議事件の審議に入ります。

議案第42号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第42号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号29番】

(農地担当)

それでは、29番、下林の件について地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員)

この件につきましては、推進委員の犬飼委員から報告を受けています。

申請地につきましては、受け人のすぐ近くにあります。渡し人の●●さんは、耕作が不便という理由で今回の申請になりました。互いに地元の人でもあることから特に問題はないと思いますのでよろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、地元推進委員であります犬飼委員からお願いをいたします。

(犬飼委員)

6番委員の報告のとおりで、受け人の方も耕作をされており特に問題はないと思います。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

29番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、29番は許可されました。

【受付番号30番】

(農地担当)

それでは、30番、日羽の件について地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員)

この土地につきましては、沼地であります。

現在は、作付けされていません。

渡し人は、高齢で農業ができないような状況であります。

受け人の方は、申請地の隣で工場を経営しております。受け人の方が、農地を守らなければならないという思いから申請に至ったものであります。

詳細につきましては、植田推進委員から報告をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、地元推進委員であります植田委員からお願いをいたします。

(植田委員)

申請地につきましては、渡し人の方が数年前にご主人を亡くされて、その後は耕作をされていません。今回、受け人の方は、日羽で工場を経営されています。この敷地内で家庭菜園的な野菜を栽培していましたが、今回、工場を拡張するという事で菜園を潰し、そこに工場を建てるということになりました。このようなことから、これを機に個人として、より本格的に野菜を栽培しようということで耕作地を確保しようとするものであります。

地元としては、特に問題はないと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

次に、受け人の耕作状況について、4番委員から報告をお願いいたします。

(4番委員)

受け人の経営面積は、約3千3百平方メートルであります。3反少々が西阿曾にありまして、主に水稻と畑作を中心としてされております。畑は奥さんが中心となって耕作をされております。農業はきちんとされている方です。

特に問題はありません。

以上であります。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

30番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、30番は許可されました。

【受付番号31番】

(農地担当)

それでは、31番、秦の件について地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

今回の申請は、増反によるものであります。

申請人は、農協へ長年勤められており特に問題はないと考えております。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元推進委員であります小橋委員からお願いをいたします。

(小橋委員)

10月4日に12番委員と現地を確認いたしました。

周辺の農地について確認をいたしました。

特に問題になるようなことはないと考えています。

(農地担当)

次に、受け人の耕作状況について、担当地区であります1番委員から報告をお願いいたします。

(1番委員)

申請人は、12番委員の報告にもありましたが、長年農協へ勤められておりました。機械等も所有し、地元では水稻を中心として作付けをされており、特に問題はないものと考えています。

以上であります。

(農地担当)

同じく地元推進委員であります、渡邊委員からお願いをいたします。

(渡邊委員)

申請人は農業歴も35年ということ、水稻を中心として営農されていることなどから、地元として何ら問題はないと思います。

以上であります。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

31番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、31番は許可されました。

以上で、議案42号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第43号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

続きまして、議案第43号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題いたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第43号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

(農地担当)

それでは、審議に入ります。

なお、4ページ、6番の宿の件は、議案第44号の31番と、同じく4ページ、7番の清音軽部の件は、9ページ38番と関連がありますので、それぞれ一括して審議したいと思います。

【受付番号5番】

(農地担当)

4 ページ、5 番、刑部の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4 番委員)

10月5日に私と会長、2番委員、3番委員、渡邊推進委員、事務局の6名で現地調査を行いました。

申請地の現況につきましては、東側が宅地、西が農地、南が道路、北側が農地であります。

農地転用した場合の周辺農地への影響につきましては、支障ないものと思われま

す。この農地につきましては、宅地からはみ出し部分になります。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3 番委員)

この件につきましては、現地調査の報告のとおり、東が宅地、南が道路、北、西が水田であります。現状の宅地、建物部分が境界よりはみ出ていることが判明いたしました。よって、このような状態を解消するため今回の申請になったものであります。

現在の状況になってから相当の期間が経過していることから、周辺の農地への影響はないものと考えております。地元の推進委員の山上委員へも現地調査をしていただいております。問題ないとのことでありました。

以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、倉庫、●●●●●●●●●●の建物が境界を越えて建っているということが判明しました。今回、始末書も提出をされております。

次に、農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しております。

例外許可規定として、既存施設の拡張に該当します。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

5番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、5番は許可されました。

【受付番号6番】

【議案第44号 31番】

(農地担当)

続きまして、6番の宿の件、6ページ、議案第44号の31番を一括して審議させていただきます。

それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

宿の●●●●番●ですが、現地は東側に農地、西側が宅地、南が宅地、北側が道路であります。農地転用した場合の周辺農地への影響であります。支障があるようには思いません。

現地は、保全管理がされている農地でありました。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

申請人の両親は既に亡くなっています。申請人はサラリーマンであります。農地は所有しているのでありますが、耕作はしておりません。保全管理のための草刈り程度は行っております。

申請地の隣に●●●●番●の土地があります。これは宅地になっております。ここに倉庫を建てております。この倉庫の続きに2階建ての倉庫を建てておりましたが、農地転用の手続きをしないまま建ててしまったようで、今回の申請になったものであります。

周辺農地への影響であります。雨水につきましても、南側に排水路がありますので、そこから西側道路の西側に用水路があります。この水路に流れていますので、問題ないと思います。現地調査の報告にもありましたように、長期間に渡りこのような状態であったことから、影響はないものと考えております。

また、6ページの31番につきましても、住宅を目的とした農地転用申請であります。

農地転用することによる周辺農地への影響であります。東側が渡し人の農地になります。北側は道路、西側は宅地と農地、南側が宅地であります。農地転用することによる周辺農地への影響は

ないと考えております。

地元としては、両案件とも周辺農地への影響はないものと考えております。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、6番の宿●●●●番●の農業用施設につきましては、農地法を知らずして倉庫を建てたということで、始末書の提出がされております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしております。

議案第44号の31番につきましても農地区分につきましては、同じく第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

6番及び議案第44号の31番のこれらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号7番】

【議案第44号 38番】

(農地担当)

続きまして、7番の清音軽部の件、9ページ、議案第44号の38番を一括して審議させていただきます。

それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

申請地の周辺の状況ですが、東側は田、西側に道路、南が宅地、北側が道路であります。
農地転用した場合の周辺農地への影響であります。支障があるようには思いません。
現地は、畑で豆を耕作している状況でありました。
以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員)

現地調査の報告のとおりであります。

東が田、西が市道、南が宅地、北側に道路と水路があります。

用水については周辺農地への影響はありません。排水につきましては、雨水枡の設置をして北側道路に流す計画になっています。日照、通風ですが7番につきましては、平屋建てということで問題はありません。9ページの38番は、一般的な2階建てであること。また北側が道路であることから影響はないように考えます。土砂の流出については、コンクリート擁壁を設置する計画になっていることから問題ないと考えます。農地転用することによる周辺農地への影響であります。東側に田がありますが、特に問題はないものと考えています。

以上です。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、共におおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設がある農地ということで第3種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

7番及び議案第44号の38番のこれらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

以上で、議案第43号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第44号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次の、議案第44号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第44号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号28番】

(農地担当)

それでは、6ページ、28番、福井の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

申請地の周辺の状況ですが、東側が宅地、西側が宅地、南側が管理地、進入路のような状態、北側が宅地のような状態でありました。

農地転用をしたとしても周辺農地への影響は特段ないように思われます。

申請地は、保全管理がされている農地でありました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員)

現地調査の報告にもありましたように東西南北が宅地に囲まれております。周辺は市街地化が進む地域であります。農地と宅地が混在しているような地域であります。

周辺は宅地化が進んでおり、残り最後の一筆になっています。農地転用することにより周辺農地への影響はないものと考えております。

地元としては問題ないと考えております。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

28番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、28番は許可されました。

【受付番号29番】

(農地担当)

続きまして、29番、久米の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

申請地周辺につきましては、東が畑、西が道路、南が保全管理された農地、北側が宅地という状況であります。

農地転用した場合の周辺農地への影響は、特に影響があるとは思いません。

申請地は保全管理がされた農地であります。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

今回、申請された農地の北側は、平成29年に農地転用がされております。

詳細については、地元の推進委員であります伊丹委員からお願いをいたします。

(農地担当)

推進委員の伊丹委員からお願いをいたします。

(伊丹委員)

現地は現地調査の報告のとおりであります。

農地転用することによる周辺農地への影響ではありますが、南北に水路、排水も用水と兼用で使うようになっております。日照、通風も問題ありません。土砂の流出等ではありますが、平坦地であります。コンクリートブロック等の擁壁を設置するので問題ないと思います。

総合判断として農地転用することによる周辺農地への影響はないものと考えます。

以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

29番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、29番は許可されました。

【受付番号32番】

(農地担当)

続きまして、32番、小寺の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

転用申請地の周辺の状況につきましては、東が田、西が道路、南が宅地、北に果樹園という状況にあります。

農地転用した場合の周辺農地への影響は、特に影響があるとは思いません。

申請地は保全管理がされた農地であります。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員)

周辺は、現地調査の報告のとおりであります。

周辺農地への影響ではありますが、特段ないように思います。

地元としては、問題ないと考えていますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある農地でおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

32番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、32番は許可されました。

【受付番号34番】

(農地担当)

続きまして、34番、岡谷の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

申請地の周辺の状況につきましては、東が宅地、西が宅地、南が保全管理された農地、北側に道路という状況であります。

農地転用した場合の周辺農地への影響は、特に影響があるとは思いません。

申請地は保全管理がされた農地であります。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

受け人の方は、現在、●●●●●●●●で●●●●●●●●をしています。

今回の申請は、●●●●●●●●を建てるものであります。予定建築物は2階建てであります。この土地の北側が道路であることから、雨水については道路南側の水路へ雨水を流すという計画であります。

また、雑排水につきましては、下水道へ接続するようになっています。

土砂等の流出につきましては、擁壁を設置することから問題はありません。

以上のことから、農地転用することにより周辺農地への影響はないものと考えています。

詳細は、農地利用最適化推進委員の風早委員からお願いしたいと思えます。

(農地担当)

推進委員の風早委員からお願いをいたします。

(風早委員)

詳しい状況ではありますが、現地調査、14番委員の報告のとおりで地元として特に営農状況についての支障はなく、特に意見はありません。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しております。

例外許可規定として、集落へ接続して設置される施設に該当いたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(2番委員)

農地転用面積が1,000平方メートルを超えているのですが、問題ありませんか。

(主査)

農地転用する面積につきましては、必要最低限度という考えを基にしております。

今回の場合、農地転用の目的、また、土地の利用計画図から判断をしまして、適正な規模であると判断をしております。

なお、同時に都市計画法の開発許可申請書も提出をされております。また、許可につきましては、同時許可ということになります。

(2番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

34番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、34番は許可されました。

【受付番号35番】

(農地担当)

続きまして、35番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

申請地の周辺の状況につきましては、東が道路、西側が田、南に宅地、北側に宅地という状況であります。

農地転用した場合の周辺農地への影響は、特に影響があるとは思いません。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

9月25日に最適化推進委員の林委員が現地で調査をしていただいております。私も現地へ行って見ました。

現地につきましては、添付の地図を見ていただければと思います。

●●●●●●の南側、図面を見ていただければ分かると思いますが、最後の区画になります。周辺農地への影響ではありますが、用水については問題ありません。申請地からの排水につきましては、浄化槽で処理をして放流することになっています。日照、通風につきましては、問題ないと思います。土砂の流出等は土留めを設置することから問題ありません。

総合判断といたしまして、農地転用することにより周辺農地への影響はないものと考えております。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

地元の推進委員であります林委員からお願いいたします。

(林委員)

11番委員の報告のとおりであります。

農地転用することによる周辺農地への影響はないものと考えております。

直接関係はないのですが、申請人の方は、今回の豪雨災害に遭われて総社市へ移る方であると聞いています。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

35番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、35番は許可されました。

【受付番号36番】

(農地担当)

続きまして、36番、真壁の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

申請地の周辺の状況につきましては、東側に宅地、西に宅地、南に田、北側に水路と道路という状況であります。

申請地は荒地の状態であります。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員)

申請地は●●●●●から南に100メートル位の所になります。

北側の一部が市街化区域になります。

耕作されていない田で東が宅地、西が宅地、南が田、北が水路を挟んで道路であります。

用水については問題ありません。排水については、雑排水は下水道へ接続、雨水は雨水枡へ接続し北側水路へ放流しますので問題ありません。日照、通風に関しましては、一般的な二階建ての住宅であることから特に支障はないと考えております。土砂、流出等につきましては、コンクリートブロック擁壁を設置することから、流出等はないものと考えます。

地元としては、周辺農地への影響はないものと考えておりますので、審議の程、よろしく願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街化区域に近接する農地でありまして、全体の土地利用といたしましては、市街化区域の農地と併せて住宅を建てようとするものであります。

同時に届出も提出されております。

農地区分ではありますが、市街地化区域にある農地でおおむね500メートル以内に2つ以上の公

共施設、医療施設がある農地ということで、第3種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

36番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、36番は許可されました。

【受付番号37番】

(農地担当)

続きまして、37番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

申請地周辺の状況につきましては、現況が東側に道路、西に農地、南側に宅地、北側が保全管理された農地であります。

農地転用した場合の周辺農地への影響ですが、特段あるようには思いません。

申請地は保全管理されている農地であります。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

周辺の状況につきましては、現地調査の報告のとおりであります。

農地への影響ではありますが、用水につきましては近隣農地への影響はないものと思われま。排水について、雨水は排水路と宅内枡を設置して、生活雑排水は合併浄化槽を設けて東側側溝へ接続する計画になっています。日照、通風については、平屋建てということで周辺農地への影響を極力

配慮すること。土砂の流出については、コンクリート擁壁を設けて流出を防ぐということでありま
す。近隣農地への用水路へ影響がなく、排水、日照、通風などそれぞれについて配慮されているの
で問題ないと思います。

今回の申請地周辺は、ここ数年の間に数件新築されていることから、特に問題はないと考えてい
ます。

以上です。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない
農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

37番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、37番は許可されました。

【受付番号30番】

(農地担当)

続きまして、9ページ、30番、地頭片山の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

申請地の周辺の状況につきましては、東側に道路、西が山林、南に倉庫、北に宅地という状況で

あります。

転用した場合の周辺農地への影響ではありますが、特別な影響はないものと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

申請地は2筆ありまして、西側の筆は約1.7メートル位、東側の土地に比べて低くなっています。将来、駐車場にして上の段に住宅を建てるような計画であります。

北側は宅地ということで、下の段の土地の北側につきましては、進入路のような形になっております。南側につきましては、山林と宅地ということで、周辺には農地はありません。

詳しくは、推進委員であります風早委員からお願いをいたします。

(農地担当)

それでは、地元の農地利用最適化推進委員であります風早委員からお願いをいたします。

(風早委員)

申請地は、貸出人のすぐ前になります。

申請地は、農地としての利用価値は低い場所になります。周辺にも農地はなく農地転用することによる周辺農地への影響はないものと考えます。

以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

30番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、30番は許可されました。

【受付番号33番】

(農地担当)

続きまして、33番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

申請地の周辺の状況につきましては、東側に宅地、西が畑、南側が水路、北が道路という状況があります。

転用した場合の周辺農地への影響ではありますが、特別な影響はないものと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員)

申請地は●●●●の入口になります。

住宅に囲まれた川沿いに残る農地であります。

4番委員の報告にありましたように、農地転用することによる周辺農地への影響はないものと考えられます。

詳しくは、同地区の農地利用最適化推進委員であります難波委員からお願いしたいと思います。

(農地担当)

それでは、難波委員からお願いをいたします。

(難波委員)

申請地は、渡し人の孫夫婦が住宅を建てるという申請になります。

東、西側が一見には宅地に見えますが、畑であります。南側は水路、北側は道路になります。

農地転用後の区域から発生する雨水は、北側の道路側溝へ排水、雑排水は合併浄化槽で処理をして同じく北側側溝へ流す計画であります。土砂の流出については、コンクリートブロックなどを設置することで問題ありません。日照、通風については問題ありません。

地元としては、農地転用することにより周辺農地への影響はないことから問題ないと考えております。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある農地でおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

33番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、33番は許可されました。

【受付番号39番】

(農地担当)

続きまして、39番、北溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

申請地の周辺の状況につきましては、東側に田、西が宅地、南側が保全管理された農地、北が田という状況であります。

転用した場合の周辺農地への影響としては、特別な影響はないものと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

申請地は●●●●●●の北側になります。

東側が田、西側が宅地、南側が休耕田、北側が水稻を作付けしています。

用水につきましては、東側の水田は東側から、南北の田はそれぞれ用水の取入口があり問題ありません。申請地からの排水につきましては、雨水は沈殿槽を設け、生活雑排水は合併浄化槽で処理

をして西側用水へ放流する計画になっております。日照、通風につきましては、農地への影響はありません。土砂の流出につきましては、土留めを設置するので問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しております。

例外許可規定として、集落へ接続して設置される施設に該当いたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

39番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、39番は許可されました。

以上で、議案第44号の審議はすべて終了いたしました。

【報告第30号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告事項に入ります。

報告第30号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第30号 報告書について朗読】

【報告第31号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第31号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第31号 報告書について朗読】

【報告第32号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第32号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第32号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当)

22ページは、その他報告事項となっていますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。

開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。

本日の許可件数は、第3条関係が3件、第4条関係も3件、第5条関係が12件でありました。

以上で、私の担当する付議事件についてすべて終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

次に、議案第45号について、農政担当の高谷委員、よろしくお願いいたします。

(農政担当)

それでは、議案第45号について、審議に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第45号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について朗読】

(農林課長)

お手元にお配りいたしております総社市就業奨励金交付要綱の趣旨ですが、優秀な青年農林漁業者の確保と育成を図るためということで、奨励金を交付することになっております。

対象要件ですが、第2条で市内に住居を有し、農林漁業に従事するもの。将来にわたり専業として農林漁業経営を続けていく意思があること。年齢が15歳以上で39歳以下であることとなっております。交付する金額であります。交付額が5万円になっております。

交付に際しましては、農業委員会、農協、県民局の意見を聴き交付決定することになっております。よって、今回、農業委員会へ意見を求めたものであります。

今回、対象者が農業経営に対する意欲、地域の農業振興上の必要性について、適否についての意見を求めています。

提出資料といたしましては、対象者の経営計画書を提出させていただいております。

研修期間は、平成27年11月から平成29年10月であります。就業は平成29年12月であります。作付作物は、桃であります。詳細については、営農計画書を見ていただければと思います。以上であります。

(農政担当)

ただ今、農林課から説明がありました、対象者について審議したいと思います。

対象者は、●●●●君であります。住所は●●●●●で、圃場は、井尻野地内にあります。この地区の担当委員である3番委員から●●●●君の経営状況等について報告をお願いいたします。

(3番委員)

●●●●君は、住所は●●●●●です。

家は非農家の出身であります。

農業をしたいということで、研修に入りまして地元の大規模桃農家で2年間の研修を積みました。今年になって就農いたしました。面積は70アール程度なのですが、木も小さいこともあって今年の8月頃から初出荷をしています。農地は井尻野の●●地区内にありまして、約30年前にブドウを栽培していた農地を整備し、桃の木を植えて就農したものであります。周辺で離農された畑、水田、特に水管理の難しい所の農地を引き受けて桃の作付けを行っております。

地元の出身で非農家という人材であり、地域に溶け込む力もあります。周辺の溝掃除、道掃除な

どもも率先して参加をしております。就農したばかりであります。地元の人からも名前を覚えていたような人間になっております。農協との関係も良好で、作付けが少ないことからライスセンターへ、特にこの秋時期には手伝いをしている状況であります。

地元としても、これからの総社市の農業を盛り上げていく人材と思っております。

このようなことから、農業経営に対する意欲、地域の農業振興上の必要性については適しているものと考えております。

以上でありますので、よろしくお願いいたします。

(農政担当)

それでは、事務局及び3番委員からの説明等につきまして、何か質問等ありませんか。

(2番委員)

5年目にして、所得が●●●●●●しかないのですが、このようなものですか。

(3番委員)

経営計画書を作成するときに、指針等で作成をしていきます。実際にはもう少しあるのかなと思います。ただ、永年果樹で最初の数年間は、設備に費用がかかり実際の利益はあまり残らないと思います。特に、大規模な果樹の場合、大型機械を揃えなければならないことから、木が大きくなるまでは経費が上回っていくと思います。

この面積で成木になれば、この金額の8から9倍になってくるのではないかと思います。

(2番委員)

分かりました。

(14番委員)

5年位ですが、私の経験上は黒字か赤字かギリギリのところです。

(2番委員)

大変だなと思います。

(農政担当)

他に質問等ありませんか。

(4番委員)

安定的な経営ができる面積は、どのくらいになるのですか。

(14番委員)

1ヘクタールあれば問題ありません。

(農政担当)

他に質問等ありませんか。

(渡邊委員)

10アールあたり何本を植えるのですか。

(3番委員)

最終的には、10本ぐらいになります。

計画密植でそれぞれの木が大きくなるまで、10アールで40本です。木が大きくなるにつれて間引くようになります。

(渡邊委員)

2番委員の発言にあったように、所得が低いのではないかと思う、もう少し所得を上げていかないと経営的に難しいと思う。

機械を揃えるにしても、どこまでの機械を揃えるのか、経営規模に対して、どこまで機械を揃えるのか、過剰投資になることも考えられる。

最終的に独立できるか、できないかを現実的に指導しなければならないと思う。

(3番委員)

この規模であれば、採算があうと思う。

1人ではなく2人であれば、経営面積は少し足りないと思う。

(農政担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農政担当)

それでは、お諮りいたします。

総社市就業奨励金交付要綱第5条の規定による総社市農業委員会の意見として、●●●●君は農業経営に対する意欲、地域の農業振興上の必要性について、適していると回答をすることとしてよろしいか。

(委員)

異議なし

(農政担当)

異議なしということで、そのように回答いたします。

以上で、議案第45号の審議は終了いたしました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

【日程第4 その他】

(会長)

次に、日程第4のその他に入ります。

委員の皆様から、その他として報告等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

【事務連絡】

(主事)

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

【ウォームビズの実施について】

【市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の実施について】

(会長)

それでは、閉会にあたり会長代理より挨拶をお願いします。

(会長代理)

皆さんご苦勞様でした。

今日は天気が悪いので、稲刈りが出来ないと思います。

これから、早い所は稲刈りが終わっている方もおられるかと思いますが、私はこれからが本番です。体には気をつけていただいて、怪我をしないようにしていただきたいと思います。

本日は、苦勞様でした。

閉会 午後2時53分